

徳島県病院局告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年四月七日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 指定納付受託者の指定を受けた者
阿波銀カード株式会社 徳島市西船場町二丁目十二番地
トモニカード株式会社 徳島市昭和町一丁目三十七番地
三井住友カード株式会社 大阪市中央区今橋四丁目五番十五号
- 二 指定納付受託者による納付を認めたる収入
徳島県立中央病院、徳島県立三好病院及び徳島県立海部病院における徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）第十条に規定する使用料等
- 三 指定納付受託者による納付が行える期間
令和五年四月一日から